



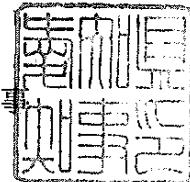
2環活第222号

令和2年9月8日

株式会社ジェイウインド

代表取締役社長 森本 成様

愛知県知事



(仮称)新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書についての知事意見
について(通知)

このことについて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市長(豊橋市長、豊川市長、蒲郡市長及び田原市長)の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当 環境局環境政策部

環境活動推進課環境影響評価グループ

電話 052-954-6211(ダイヤルイン)

（仮称）新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的な事項

- (1) 事業実施区域等を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。
- (3) 事業実施想定区域（以下「区域」という。）及びその周辺には、既設風力発電所が稼働していることに加え、建設中の風力発電所があることから、騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観に関して、本事業との累積的影響が懸念される。

このため、既設風力発電所に係る騒音の状況及び鳥類の風力発電機への衝突状況等に関する情報を踏まえ、累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

2 騒音及び超低周波音、風車の影

区域周辺に住宅等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電機をできる限り住宅等から離隔するなど、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月、環境省）に基づき、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 動物

区域及びその周辺には、チュウヒ等の重要な種が確認されており、また、区域の周辺には、水鳥の重要な渡来地である汐川干潟が存在する。さらに、サシバやハチクマをはじめとする多くの鳥類の渡りのルートであることから、鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 景観

区域周辺に主要な眺望点が存在することから、地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。

このため、景観への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 その他

- (1) 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。
- (2) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

別添2



2 豊環再 12 号
令和2年7月22日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 佐原 光一



(仮称) 新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について (回答)

令和2年6月25日付け、2環活第118号にて照会のありましたこのことにつきまして、意見はありません。

担当 環境部再生可能エネルギーのまち推進課
再生可能エネルギー推進グループ（廣瀬）
電話 0532-51-2419





2 豊環第174号
令和2年6月30日

愛知県知事 殿

豊川市長 竹本 幸夫



(仮称) 新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について (回答)
のことについて、意見はございません。

(連絡先)

担当 産業環境部環境課 高田
電話 0533-89-2141
ファックス 0533-89-2197
E-mail kankyo@city.toyokawa.lg.jp



写

蒲環第 155 号

令和 2 年 7 月 6 日

愛知県知事殿

蒲郡市長 鈴木寿明



令和 2 年 6 月 25 日付 2 環活第 118 号で照会のありました、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年通商産業省令 54 号）第 14 条第 4 項に規定された環境保全の見地からの意見については特にありません。





20田環第210号
令和2年7月2日

愛知県知事 大村 秀章 様

田原市長 山下 政良

(仮称)新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について(回答)

令和2年6月25日付け2環活第118号で照会のありましたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 騒音等により地域住民の生活環境に影響がないように十分に配慮すること。
- 2 鳥類等の野生動植物の生息・生育に影響がないよう十分な対策を講じること。

以上

担当 市民環境部 環境政策課
TEL 0531-23-3541

